

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
上下水道局	経営企画課	R -6	意見	水道事業及び下水道事業の資金運用の状況を見ると、令和5年度末の預金残高が水道事業98億6,106万円、下水道事業69億7,423万円のほか、水道事業で有価証券を58億円保有しているが、両事業の資金収支の状況からは有価証券での運用を増やすことが可能と思われる。 令和6年6月3日時点の預金等の利回りは、普通預金0.02%、定期預金(1年0.025%に対し、市場公募 地方債(5月債)は0.986%で今後も上昇が見込まれる。このことから、両事業とも中期的な資金計画に基づき預金保有必要額と長期運用可能額を精査し、債券運用の拡大等運用方法を見直すことが適当と考える。	措置済	上下水道事業については、これまでの定期預金による運用に加え、令和6年度から、短期国債の購入により資金の短期運用を拡大することとしていたところであるが、短期国債の平均利回りが定期預金の利回りを下回る状況であったことから、普通預金に預け入れしている資金のうち、水道事業で60億円分、下水道事業で50億円分を3箇月の定期預金に組み替え、短期運用の拡大を行ったところである。 また、効率的な資金運用を図るため、今後の両事業の資金運用に係る上下水道局の計画を策定したところであり、これに基づき、令和7年度から10年度までの今後4年間は、水道事業及び下水道事業共に、新たな長期資金の活用は行わず、原則、短期運用による資金運用を積極的に行うこととする。 今後は、盛岡市水道ビジョン2045及び盛岡市下水道ビジョン2045の経営戦略の見直し時期(11年度)に合わせ、長期資金の活用可能性も含め再検討した上で、資金運用の取扱いの見直しを行うこととする。
	給排水課	R -6	意見	下水道事業の盛岡市水洗便所改造資金貸付基金は、水洗便所の普及を促進するため、生活保護世帯等が自宅を水洗便所に改造するため必要な資金を無利子で融資するために設置したものであるが、新規貸付は平成22年度が最後となっている。既に、制度の対象となる公共下水道処理区域の水洗化率は令和5年度末で97.8%に達しており、対象者も限られるものと考えられることから、対象者が類似する補助制度の拡充など関連施策の見直しを含め、基金の今後の在り方を検討されたい。	措置済	当該基金については、平成22年度が新規貸付の最後となっており、貸付の需要が低下している状況であることを踏まえ、基金3,000万円を下水道事業資金として有効に活用するべきと判断したことから基金を廃止することとし、市議会3月定例会に当該基金条例を廃止する条例案を提出した。 一方、今後の公共下水道処理区域の拡大に伴い、水洗化が必要となる生活保護世帯等が新たに生じることも想定されるが、庁内の担当部署や福祉関係機関には生活保護世帯等を対象とした上下水道局と同水準の貸付制度が存在しないことから、当該基金条例の廃止後は、新たに貸付規程を制定し、令和7年度から下水道事業会計による基金制度と同様の貸付を行う予定である。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。